

モニタリング体制に係る論点整理

県は、緊急時における原子力災害による環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時モニタリング実施体制を整備することが地域防災計画（原子力災害対策編）に規定されている。

ここで、平常時における環境放射線モニタリングは、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するために行うものである。

また、緊急時モニタリングは計画は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき策定することとされている。

現在のところ、国の原子力災害対策指針のうちモニタリングに関する部分は改訂作業中であるが、県としては以下の方向性により、国に先立ちモニタリング計画を定め、適切なモニタリング体制の構築を目指しているところであり、特に、以下の点についてご意見をお伺いしたい。

**1 滋賀県におけるモニタリングのあり方について**

【現状の体制】（資料 2－1 参照）

(1) 空間線量モニタリング

名称	設置場所	設置数	備考
モニタリングポスト (低線量+高線量)	北部	6 基	常時測定
モニタリングポスト (低線量)	全域	9 基	常時測定
モニタリング車	北部	2 台	月 2 回、北部 7 箇所にて測定
積算線量計	北部	1 1 箇所	2～3 箇月ごと交換

(2) 琵琶湖水の測定

- ・今津沖中央、今津浜湖岸で実施 . . . . . 各年 1 回程度

(3) その他陸上・水産モニタリング

- ・農水畜産物、土壌、河川水等 1 7 種（4 1 地点）についてデータを蓄積

【目指すべき方向性】

- ・モニタリングポストの整備完了を受け、モニタリング車の今後の活用法を検討
- ・今後、柿、麦類等を追加し、長浜市、高島市北部において陸上・水産モニタリングを実施することとしたい

- ・本県の特異性として、世界有数の「古代湖」であり、近畿 1,450 万人の水源地である琵琶湖への影響を迅速に正しく把握する必要性あり

## 2 モニタリング実施のための体制（機器、人員等）のあり方について

### 【現状の体制】

#### (1) 機器整備

- ・空間放射線量の測定体制は1項(1)のとおり
- ・陸上・水産モニタリング用として、ゲルマニウム半導体分析装置を大津市内に1台設置

#### (2) 人員体制

- ・平常時モニタリングは防災、農政水産、衛生部局が連携して実施
- ・緊急時モニタリング体制は未定
- ・モニタリング要員用防護服、個人被ばく線量計、放射線測定器は一定整備済み

### 【目指すべき方向性】

#### (1) 機器整備

- ・可搬型モニタリングポスト、積算線量計（電子線量計の更新）を今後整備予定

#### (2) 人員体制

- ・緊急時モニタリング体制を防災危機管理局長の指揮下で構成
- ・緊急時の実施体制は以下の3班
  - ①企画統括班、②情報収集記録班、③モニタリング班
- ・企画統括班、情報収集記録班を県庁に設置。災害対策本部等運営要員と兼務。数名
- ・モニタリング班を湖北・高島災害対策地方本部内に設置  
モニタリング車の運行、陸上・水産モニタリング試料採取担当として16名程度
- ・同じくモニタリング班として、衛生科学研究センターにゲルマニウム半導体分析要員2名

## 3 停電時等非常時対応のための体制について

### 【現状の体制】

- ・モニタリングポストに設置された非常用電源は20分程度

### 【目指すべき方向性】

- ・必要なバックアップ時間、およびバックアップ時間経過後の放射線測定体制について要検討